

愛媛国際映画祭関連事業

愛^え顔^{がお}感動ものがたり映像化コンテスト募集要項

愛媛県では、映像文化に対する県民の理解促進と創作意欲の向上を目的として「愛顔感動ものがたり」を原作とした映像化コンテストを実施しており、今年度は以下により映像作品を募集します。

1. 募集内容

愛媛県が平成26年度から実施している「愛顔感動ものがたり」の昨年度受賞作品「あたたかい涙」「映画」「『思いやる気』」「本当の『愛』」「笑顔の帽子」「気持ちのお返し」「ぎちぎち弁当」「七夕の願い事」「五人のおばさん」の9作品のうち、いずれか1作品を原作とした5分以内のショートフィルムを募集します。

【「愛顔感動ものがたり」とは】

「愛の顔」と書いて「えがお」。人と人との助け合い、支え合いの根底には「愛」があります。困難にくじけることなく挑戦し、道が開けた時には「笑顔」がこぼれます。「愛」と「笑顔」が結ばれて生まれたのが「愛顔(えがお)」。

今回原作となるエピソードは、愛顔(えがお)あふれる感動のエピソードとして応募された作品です。「愛顔感動ものがたり」の詳細はこちら



2. 応募資格

プロ、アマチュア、個人、グループ、年齢、国籍は一切問いません。

ただし、応募の時点で20歳未満の応募者は、保護者の同意を得た上で応募してください。

3. 応募締切

令和2年12月25日(金)必着

4. 参加料

無料

5. 審査にあたって重視する項目

- (1) 映像制作への意欲や工夫が感じられる作品か
- (2) 映像を見た人に愛顔と感動を伝えることのできる作品か
- (3) 原作エピソードの思いが汲み取られた作品か

6. 賞の選考方法及び賞金

審査委員の選考によりグランプリ等を決定し、愛顔感動ものがたり表彰式イベント(令和3年2月下旬松山市内予定)の中で受賞式を行います。

- ・グランプリ 賞金50万円 1編
- ・準グランプリ 賞金30万円 1編

- ・優秀賞 賞金 10 万円 1 編
- ・入賞 愛媛県産品 3 編

7. 審査委員

審査委員長 榊井 省志 (映画プロデューサー)
審査委員 富永 昌敬 (映画監督)
森 幸一郎 (ヒメブタの会代表)
杉作 J 太郎 (俳優、漫画家、映画監督)

8. 映像作品の応募規格

(1) 動画ファイル形式とフレームサイズは以下のものにしてください。

- ・ファイル形式 .mp4 .mov
- ・フレームサイズ 1920×1080 (30fps)

(2) 映像本編の最初と最後がわかるよう、スタート時及び終了時に白背景などを追加してください。

9. 応募方法

応募作品のデータファイルを公式HP応募フォームから応募してください。

※応募フォームから応募が出来ない場合、個別に対応しますのでお問合せください。

問い合わせ先 〒790-8570 愛媛国際映画祭実行委員会 (愛媛県文化振興課内)

公式HP <https://eiff-jp.net>

10. 注意事項

別紙のとおり

11. 問い合わせ先

愛媛国際映画祭実行委員会事務局 (愛媛県文化振興課内)

TEL 089-947-5581

FAX 089-913-2617

MAIL info@eiff-jp.net

公式HP <https://eiff-jp.net>

【注意事項】

(1) 応募作品等について

- ・応募は1人何点でも応募できます。
- ・映像作品のタイトルは原作のタイトルとします。映像化にあたって変更はできません。
- ・完成作品は必ず5分以内の短編映像としてください。
- ・日本語以外の言語において映像作品を制作する場合には日本語字幕を付けてください。
- ・映像のジャンル（実写・CG・アニメ・ダンス・朗読等）は自由です。
- ・応募者本人が制作した未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・作品の応募にあたり、運搬トラブルによる紛失、破損等の損害が発生しても主催者は一切の責任を持ちません。

(2) 審査について

- ・審査委員による審査に先立ち、事務局による事前審査を行います。
- ・映像データ等の再生不良により作品の視聴が困難な場合、審査対象外となる場合があります。
- ・選考に係るお問合せには一切応じません。

(3) 応募費用等について

- ・作品の制作及び応募にかかる一切の費用については応募者の自己負担となります。

(4) 権利関係等について

- ・応募作品の著作権は応募者に帰属します。ただし、主催者は応募作品を本映画祭及び愛媛県のPR等の目的で、応募者に対価を支払うことなく、複製、編集、第三者への貸与、上映、翻訳、(日本語、英語等の字幕挿入を含む。)頒布及び公衆送信(YouTubeへのアップロード等)を行えるものとします。
- ・音楽、映像、写真等の著作物をする場合、第三者の著作権を侵害するおそれがないもの、または、オリジナル制作のものを使用してください。
- ・やむを得ず、第三者が著作権を有する著作物を利用する場合には、事前に事務局へご相談ください。
- ・権利侵害や損害賠償、その他作品を制作・上映した場合に発生したトラブルについて、主催者は一切責任を持ちません。なお、応募者は、応募作品について、第三者の著作権を侵害するものでないこと、及び第三者の名誉を毀損し第三者の誹謗・中傷等を行うものでないことを保証し、第三者に対する著作権侵害について全責任を負うものとします。
- ・今回提供する原作の著作権について、応募作品の制作にあたり事前に許諾を受ける必要はありません。ただし本事業への応募以外に原作を使用した映像作品を使用する場合、別途利用許諾を受ける必要があります。

(5) 上映について

- ・作品上映にあたり主催者は応募者に対価を支払うことなく、有料の上映を行うことがあります。
- ・作品上映にあたり、主催者側で映像フォーマットの変更を行うことがあります。また、主催者は、応募作品を編集の上、愛媛国際映画祭等で上映することができるものとしますので、予めご了解ください。

(6) その他

- ・応募者は、作品を応募した時点で本募集要項に記載されている内容に同意したものとします。
- ・応募者に違法行為、違反行為が発生した場合や、応募作品が選考に適さないと判断した場合、選考、上映、表彰等から除外又は取消及び賞金の返還を行う場合がありますのでご了解ください。